



整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

〔納税価〕の猶予申請書

税務署長殿

国税通則法第46条第 項第 号(第5号の場合、第 号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所所在地	電話番号 () 携帯電話 ()		① 申請年月日 令和 年 月 日					
	氏名称	印		※税務署整理欄	通信日付印				
	法人番号			申請書番号	処理年月日				
納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
			..	円	円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	
			..			"		"	
			..			"		"	
			..			"		"	
合 計			イ	ロ	ハ	ニ	ホ		
②イ～ホの合計			円	③現在納付可能資金額		円	④猶予を受けようとする金額 (②-③)		円

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細	猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合)：	

⑤ 納付計画	年 月 日	納付金額	年 月 日	納付金額	年 月 日	納付金額
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶 予 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 月間
---------	--------------------------

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日
ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、災害等が生じた日
換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、その国税の法定納期限の翌日

担 保	☐ 有	担保財産の詳細又は
	☐ 無	提供できない特別の事情

税理士署名押印	印
(電話番号 - -)	
☐	税理士法第30条の書面提出有

※税務署整理欄	
100万円以下の場合	100万円超の場合
☐ 財産収支状況書	☐ 収支の明細書
	☐ 財産目録
	☐ 担保関係書類
☐ 猶予該当事実証明書類(納税の猶予の場合)	

【猶予申請書の記載方法】

申請・審査に当たり、書類の提出をお願いすることがありますが、準備に時間がかかる場合など、提出が困難なときは、口頭によりお伺いします。

東京 税務署長殿									
納税換価の猶予申請書									
申請する猶予の種類や該当条項がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。									
国税通則法第46条第2項第5号(第5号の場合、第4号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。									
申請者	住所所在地	〒×××-×××× 〇〇市△△町×-×-× 電話番号 〇〇〇(△△△)×××× 携帯電話 〇〇〇(△△△△)××××				① 申請年月日	令和2年4月20日		
	氏名	国税 太郎 (国税)				通達日付印			
	法人番号					申請番号			
納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
	令和元	申告所得税	2・4・16	250,000		要			(令和元年分)
	猶予を受けたい国税を上記例に合わせて記載してください。 ※書ききれない場合は、適宜の別紙に記載して添付してください。								
	合計			250,000					
	②イ～ホの合計			250,000	③現在納付可能資金額	0	④猶予を受けようとする金額(②-③)	250,000	
※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記									
一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細	新型コロナウイルス感染症の影響により、2月22日頃から予約のキャンセルが相次ぎ、売上が減少し、納税資金を捻出することが困難である。銀行借入(毎月10万円)も返済を猶予してもらっている。								
	猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合)： 昨年の2月～3月の売上は、月平均600万円だが、今年は、月平均250万円である。								
	売上が減少している場合は、昨年からの程度減少したか記載していただくと、早期の審査が可能です。								
⑤ 納付計画	年月日	納付金額		年月日	納付金額		年月日	納付金額	
	令和2.4.30	0円		令和2.8.31	0円		令和2.12.31	10,000円	
	令和2.5.31	0円		令和2.9.30	10,000円		令和3.1.31	30,000円	
	令和2.6.30	0円		令和2.10.31	20,000円		令和3.2.28	20,000円	
	令和2.7.31	0円		令和2.11.30	0円		令和3.3.31	160,000円	
※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記									
猶予期間		令和2年4月20日から令和3年3月31日まで 12月間							
※猶予期間の開始日は、①の申請年月日 ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、災害等が生じた日 換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、その国税の法定納期限の翌日									
担保	☐ 有		担保財産の詳細又は						
	☒ 無		提供できない特別の事情						
担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。 ※ご不明な場合は徴収担当職員にご相談ください。									
猶予期間は1年以内です。									
納付する額は「④猶予を受けようとする金額」に一致します。									
すぐに納付計画を策定するのが難しい場合は、徴収担当職員にご相談ください。									

- ・書き方が分からない場合は、所轄の税務署の徴収担当職員にお尋ねください。
 - ・申請していただいた内容は税務署で審査します。猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
 - ・審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
- その他、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署(徴収担当)にお気軽にご相談ください。